

資料第 1 号・第 3 号の一部変更について

【資料第 1 号】「文京区新たな公共プロジェクト成果検証会議設置要綱」新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p>（会議録）</p> <p>第<u>6</u>条 会議の内容は、開催日、出席した委員、議事の概要等を記載した会議録を調製することにより、記録する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第<u>7</u>条 会議の庶務は、区民部区民課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第<u>8</u>条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>（会議の非公開）</u></p> <p>第<u>6</u>条 会議は、非公開とする。</p> <p>（会議録）</p> <p>第<u>7</u>条 会議の内容は、開催日、出席した委員、議事の概要等を記載した会議録を調製することにより、記録する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第<u>8</u>条 会議の庶務は、区民部区民課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第<u>9</u>条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>

【資料第 3 号】「文京区新たな公共プロジェクト成果検証会議の運営について」新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>1 会議の公開について</p> <p>(1) 会議の傍聴</p> <p>会議は、<u>傍聴を認める。ただし、委員長が会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴を認めないこととすることができる。</u></p> <p>(2) 会議資料の取扱い （略）</p> <p>(3) 会議録の取扱い</p> <p>会議の記録は、議事の概要等を記載した会議録を事務局が調製し、委員全員の確認を経たものを公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。</p> <p>(4) 公開の方法 （略）</p>	<p>1 会議の公開について</p> <p>(1) 会議の傍聴</p> <p>会議は、<u>委員の自由闊達な意見により運営する必要があることや、成果の検証及び今後の事業の方向性の検討を公正かつ的確に行う必要があることから、傍聴を認めない。</u></p> <p>(2) 会議資料の取扱い （略）</p> <p>(3) 会議録の取扱い</p> <p>会議の記録は、議事の概要等を記載した会議録を事務局が調製し、委員全員の確認を経たものを<u>検証作業の終了後に</u>公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。</p> <p>(4) 公開の方法 （略）</p>